

		(注) 基準額の算出に当たっては、別添1における診療日の区分ごとにそれぞれ1回とみなして算出するものとする。	急勤務医手当（医師への手当のうち、救急医療に従事することに対する対価であることが就業規則等に明記しているもの。）	
ス 救急救命士病院実習受入促進事業	—	1 か所当たり 1,369 千円	救急救命士の資格を有する救急隊員の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要なコーディネーター医給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（指導医謝金）	2分の1
セ 非医療従事者に対する自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業	—	次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。 (1) 協議会経費 1 か所当たり 406 千円	自動体外式除細動器（AED）協議会に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するも	2分の1

		(2) 指導者の養成経費 1 か所当たり 174 千円	の。) 自動体外式除細動器 (AED) 指導者の養成に必要な賃金、報償費 (委員謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料 (会場借料)、役務費 (通信運搬費等)、委託料 (上記経費に該当するもの。)	
		(3) 講習会等経費 1 か所当たり ア 初年度 10,963 千円 イ 2 年目以降 2,668 千円	自動体外式除細動器 (AED) の普及のための講習等に必要な賃金、報償費 (講師謝金)、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料 (会場借料)、役務費 (通信運搬費等)、備品購入費 (実習用備品)、委託料 (上記経費に該当するもの。)	
ソ 救急医療 情報センター (広域災害・救急医	—	厚生労働大臣に協議して定めた額	救急医療情報センター (広域災害・救急医療情報システム) の	3 分の 1

	療情報システム) 運営事業			運営に必要な給料、職員手当(扶養手当、調整手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当、夜勤手当、管理職手当、休日給手当、特殊勤務手当)、賃金、報償費(委員謝金)、旅費(委員旅費)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料(建物、システム機器)、機器据付費、備品購入費(システム機器)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	タ 救急患者受入コーディネーター事業	—	1 か所当たり 29,625 千円	救急患者受入コーディネーターの確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2 分の 1
(2) 周産期	ア 周産期医	—	次の(1)から(7)により	周産期医療対策	3 分の 1

医療対策事業等	療対策事業	<p>算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)周産期医療協議会 455 千円</p> <p>(2)周産期医療ネットワーク事業 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(3)相談事業 ① 専門相談設置費 284 千円×実施月数 ② 啓発普及費 256 千円</p> <p>(4)周産期医療関係者の育成研修事業 874 千円</p> <p>(5)周産期搬送システム調査・研究事業 889 千円</p> <p>(6)NICU入院児支援事業 5,519 千円</p> <p>(7)母体搬送コーディネーター事業 29,625 千円</p>	<p>事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費</p>	2分の1
イ 総合周産期母子医療センターの運営事業	-	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)総合周産期母子医療センター 1か所につき、次により算出された額 MFICU 12床以上の運営の場合</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製</p>	3分の1

		<p>70,603 千円</p> <p>※MFICUが 12 床未満の場合、</p> <p>1 床あたり 5,883 千円を減額する。</p> <p>※事業期間が 1 年に満たない場合は、</p> <p>70,603 千円×事業月数 / 12 とする。</p> <p>(2) 母体搬送受入促進事業</p> <p>1 日につき 1 人当たり</p> <p>13,570 円</p>	<p>本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	
ウ 地域周産期母子医療センターの運営事業	—	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 地域周産期母子医療センター (NICU及びMFICUをそれぞれ 3 床以上有する施設に限る。)</p> <p>1 か所につき、次により算出された額</p> <p>MFICUが 6 床以上の運営の場合</p> <p>41,551 千円</p> <p>※MFICUが 6 床未満の場合は、</p> <p>1 床あたり 6,925 千円を減額する。</p> <p>※事業期間が 1 年に満たない場合は、</p> <p>41,551 千円×事業月数 / 12 とする。</p> <p>(2) 母体搬送受入促進事業</p>	<p>地域周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	3 分の 1

			1日につき1人当たり 13,570円		
(8) 看護職員養成確保対策事業	ア 看護職員資質向上推進事業	—	次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。 (1) 専任教員再教育事業 1,208千円 ----- (2) 看護教員養成講習会事業 ア 定員45人以上 5,401千円 イ 定員30人以上45人未満 5,274千円 ----- (3) 実習指導者講習会事業 2,178千円 ----- (4) 看護職員臨床技能向上推進事業 次のア及びイの合計額とする。 ア 看護職員専門分野研修 1コースあたり 5,191千円 イ 中堅看護職員実務研修 (ア)短期研修 1実施単位当たり 604千円 (イ)中期研修	専任教員再教育事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護教員養成講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 実習指導者講習会事業の実施に必要な報償費、旅費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護職員臨床技能向上推進事業(看護職員専門分野研修)の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、委託料(上記経費に該当するもの。) 看護職員臨床技能向上推進事業(中堅看護職員実務研修)の実施に必要な報償費、旅費、委託	定額

		1 か所当たり 3,192 千円	料（上記経費に 該当するもの。 ）	
イ 協働推進 研修事業	—	1 か所当たり 14,893 千円	協働推進研修事 業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
ウ 病院内保 育所運営事 業	—	各病院内保育施設につ き、(1)により算定し た基本額より別に定め る保育料収入相当額を 控除した額に、別に定 める病院内保育施設の 運営に係る設置者の負 担能力指数による調整 率を乗じて得た額と、 (2)により算定した加 算額の合計額とする。 (1) 基本額 ア A型特例 1 人×180,800 円× 運営月数 イ A型 2 人×180,800 円× 運営月数 ウ B型 4 人×180,800 円× 運営月数 エ B型特例 6 人×180,800 円×	病院内保育所の 運営に必要な給 与費（常勤職員 給与費、非常勤 職員給与費、法 定福利費等）、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	3 分の 1

		<p>運営月数</p> <p>(2) 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている施設 193,070円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数</p>		
エ 看護職員確保対策特別事業	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。） 、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料） 、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額
オ 訪問看護推進事業	(ア) 訪問看護推進協議会	<p>次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 訪問看護推進協議会経費 531千円</p> <p>(2) 事務局(訪問看護推進室)経費</p>	訪問看護推進協議会及び事務局（訪問看護推進室）の運営に必要な報酬、賃金、報償費、旅費	2分の1



	<p>2,581 千円 (ただし、新規に設置する事務局(訪問看護推進室)にあつては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。)</p> <p>(3) 実態調査費 1,828 千円</p>	<p>、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p> <p>実態調査に必要な賃金、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	
(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修	<p>次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,258 千円</p> <p>(2) 医療機関の看護師の研修 958 千円</p>	<p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)</p>	2分の1
(ウ) 在宅ターミナルケア研修	<p>1か所当たり 247 千円</p>	<p>在宅ターミナルケア研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信</p>	2分の1

		運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	
(エ) 在宅ターミナルケアアドバイザー派遣事業	1か所当たり 665千円	在宅ターミナルケアアドバイザー派遣の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
(オ) 在宅ターミナルケア等普及事業	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) フォーラム等開催経費 1,428千円 (2) 普及啓発パンフレット 3,341千円	在宅ターミナルケア等普及事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に該当するもの。)	2分の1
(カ) 在宅ターミナルケア等地域連携会議	1か所当たり 661千円	在宅ターミナルケア等地域連携会議の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(上記経費に	2分の1

			該当するもの。 )	
	(キ) 訪問看護管理者研修事業	1 か所当たり 796 千円	訪問看護管理者研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
	(ク) 高度在宅看護技術実務研修事業	1 か所当たり 2,436 千円	高度在宅看護技術実務研修事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び、賃借料、委託料（上記経費に該当するもの。）	2 分の 1
カ	院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業	— 1 か所当たり 18,141 千円	院内助産所・助産師外来の開設のための医療機関管理者及び助産師研修の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託	2 分の 1

				料（上記経費に該当するもの。）	
	キ 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業	—	1 か所当たり 2,375 千円	助産師活用地域ネットワークづくり推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、会議費、消耗品費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	2 分の 1
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020 運動推進特別事業	一般	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	2 分の 1
		特別	厚生労働大臣が必要と認めた額	8020 運動推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、食糧費、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料、	10 分の 10

				備品購入費、委託料（上記に該当するもの（備品購入費を除く。）に限る。）	
	イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	1 か所当たり 2,152 千円	歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）	定額
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	公的病院特殊診療部門	ア 小児医療施設 13,546 千円 イ 在宅医療 13,546 千円	—	3分の1
		民間病院特殊診療部門	在宅医療 9,809 千円	在宅医療を行うために必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	3分の1
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	—	1 地域当たり 1,304 千円	院内感染地域支援ネットワーク相談事業に必要な報償費（医師雇上謝金）、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（上記経費	2分の1

				に該当するもの。 。)	
(7) 小児科 ・産科連 携病院等 協力体制 促進事業	—	—	削減病床数1床当たり 1,112千円	削減病床に専ら 従事していた職 員が引き続き当 該病院に勤務す る場合であって これら職員の次 に掲げる経費 給与費（常勤職 員給与費、非常 勤職員給与費、 法定福利費）	3分の1
(8) 在宅緩 和ケア対 策推進事 業	ア 在宅緩和 ケア支援セ ンター事業	—	1か所当たり 8,695千円	在宅緩和ケア支 援センター事業 に必要な給与費 （非常勤職員給 与費、法定福利 費等）、賃金、 報償費（謝金） 、旅費、需用費 （印刷製本費、 消耗品費）、使 用料及び賃借料 、役務費（通信 運搬費）、委託 料（上記に該当 するものに限る 。）	2分の1
	イ 在宅緩和 ケア推進連 絡協議会	—	1か所当たり 762千円	在宅緩和ケア推 進連絡協議会の 実施に必要な報 償費（謝金）、 旅費、需用費（ 印刷製本費、消 耗品費、会議費 ）、使用料及び 賃借料、役務費 （通信運搬費） 、委託料（上記 に該当するもの	2分の1

				に限る。)	
	ウ 緩和ケアに関する従事者研修	—	1 か所当たり 673 千円	緩和ケアに関する従事者研修の実施に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2 分の 1
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業	—	1 か所当たり 5,160 千円	(略)	(略)
	イ 医師派遣等推進事業	—	次により算出された額の合計額  (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等経費 1 か所当たり 3,000 千円  (2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等経費 受入医師 1 人当たり 150 千円	医師派遣等推進事業を実施するために必要な次に掲げる経費  (1) 都道府県(医療対策協議会)における医師派遣調整等に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、役務費(通信運搬費)、委託料(上記経費に該当するもの。)  (2) 派遣先医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(	2 分の 1

			通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃貸料、備品購入費
	(3)派遣元医療機関における医師派遣による対価の一部に相当する額	(3)派遣元医療機関における直近の決算数値により算出される	医師1人1月あたりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額の合算額
	派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数		(入院診療収益 + 外来診療収益 - (人件費(医療職)+材料費+その他の経費)) / 医師数(常勤+非常勤)×1 / 12
	(4)派遣医師の海外研修等経費	(4)派遣医師の海外研修等に必要の謝金(研修先機関への謝金等(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものとする。))、旅費(日当・宿泊費を含む(原則として、研修期間のうち3ヶ月以内分に係るものと	
	派遣医師1人当たり 2,064千円		



				する。))、図書購入費、その他研究研修費	
	ウ 患者・家族対話推進事業	患者・家族対話推進懇談会等事業	1 か所あたり 1,170 千円	患者・家族対話推進懇談会等事業に必要な報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
		院内相談員養成研修事業	1 か所あたり 1,328 千円	院内相談員養成研修事業に必要な賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費)、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費)、委託料(上記に該当するものに限る。)	2分の1
(10)勤務医等環境整備事業	ア 短時間正規雇用支援事業	—	1 か所当たり次により算出された額 月額 426 千円 × 事業月数	短時間正規雇用支援事業に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、役務費、委託料(上記経費に該当するも	3分の1

イ 医師事務 作業補助者 設置支援事 業	—	1 か所当たり次により 算出された額  月額 434 千円×事業延 月数	の。) 医師事務作業 補助者設置支援 事業に必要な次 に掲げる経費 報酬、給料、 職員手当等、共 済費、賃金、報 償費、役務費、 委託料（上記経 費に該当するも の。）	2 分の 1
ウ 女性医師 等就労環境 改善緊急対 策事業	—	1 か所当たり  20,000 千円	医療機関におけ る就労環境の改 善に総合的に取 り組むために必 要な給与費（常 勤職員給与、非 常勤職員給与費 、法定福利費等 ）、賃金、報償 費（謝金）、旅 費、需用費（図 書購入費、消耗 品費、印刷製本 費、会議費）、 備品購入費、役 務費（通信運搬 費、雑役務費） 、使用料及び賃 借料、委託料（ 上記経費に該当 するもの。）	2 分の 1
エ 女性医師 等復職研修 ・相談事業	—	次の(1)及び(2)により 算出された額の合計額 とする。 (1) 事務局経費  9,860 千円	復職研修に係る 受付・相談窓口 業務に必要な給	2 分の 1

与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

(2) 病院経費

1 か所当たり

8,097 千円

研修受入病院において研修する医師に係る研修を行うために必要な次の経費

(1) 指導医にかかる謝金、人件費、手当

(2) 研修プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当

(3) 賃金（指導医及び研修プログラム責任者に係る補助者雇上経費）

(4) 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費

				(5) 委託料（上記(1)～(4)の経費に該当するもの)	
(11)産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業	—	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
	イ 産科医等育成支援事業	—	研修医1人1月当たり 50,000円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1
(12)医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	医療機器等	(1) 人口10万人以上の場合 1か所当たり 4,200千円 (ただし、医師が常時3人以上勤務するセンターについては10,500千円を限度とする。) (2) 人口5万人以上10万人未満の場合 1か所当たり 3,150千円 (ただし、医師が常時	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	3分の1